

騒音・振動規制基準一覧表

* 騒音の第1種区域以外は、学校等（注参照）の敷地周囲50mの場合は、右表から5デシベルを減ずる。

騒音	基準値			
	1種	2種	3種	4種
あ 6:00～8:00	45	50	65	70
い 8:00～18:00	50	60	65	70
う 18:00～21:00	45	50	65	70
え 21:00～6:00	45	50	55	65

指定・用途地域

第1種区域
第1低層住居専用

第2種区域
第1及び第2中高層住居専用
第1及び第2住居
準住居・野高場一部 = 付表(準工業)

第3種区域
近隣商業・商業・準工業・
森川産業付近 = 付表(工業)

第4種区域
工業

振動	基準値	
	1種区域	2種区域
ア 7:00～19:00	65	70
イ 19:00～7:00	60	65

指定・用途地域

第1種区域
第1低層住居専用
第1及び第2中高層住居専用
第1及び第2住居・準住居
野高場一部 = 付表(準工業)

第2種区域
近隣商業・商業・準工業・工業

(注)

学校教育法第1条
小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園

児童福祉法第7条
保育所

医療法第1条の5
病院・19人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所

図書館法第2条
地方公共団体、日本赤十字社、社団又は財団法人が設置する図書館

老人福祉法第5条の3
特別養護老人ホーム